

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第133号	
事故等名	押船第十五豊栄丸被押バージ豊隆乗揚	
発生年月日時刻	平成20年9月1日18時55分ごろ	
発生場所	香川県小豆郡小豆島町福田漁港	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月11日 広島・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、船舶所有者から海難工事見積書入手し、平成21年1月14日A船長から事故状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	A 押船 第十五豊栄丸 297トン 船舶番号(IMO 番号) 137023 船舶所有者等 有限会社豊栄海運	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B バージ 豊隆 全長 80.63m なし 有限会社豊栄海運	
乗組員等に関する情報	A 船長 四級海技士(航海) B なし	
負傷者	A なし B	
損傷	A 右舷推進器翼先端3枚曲損、左舷推進器翼先端4枚曲損 B 左舷・右舷中央部ビルジキール及びび付近外板擦過傷	
事故等の経過	A船は、石材約3,300トンを積載したB船を押し、香川県小豆郡小豆島町福田漁港を東京都羽田沖に向け出港するため、平成20年9月1日18時55分ごろ、離岸した直後に海底に乗り揚げ、B船の底部及びA船の推進器に損傷を生じた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が、停泊地点付近の水路状況の調査を十分に行わなかった可能性があると考えられる。 水深に見合った積荷量を超えて積載した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押し離岸した直後、水路状況の調査を十分に行わなかったため、両船が海底に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	